

## 後志管内さくらます船釣りライセンスの取得方法について

後志管内地先海域でサクラマスの船釣りを行う場合は、石狩後志海区漁業調整委員会のライセンスの取得が必要です。（漁業法第67条第1項に基づく委員会指示）

### 1. ライセンス申請の手続きの流れ

ライセンス申請書は、次により**石狩後志海区漁業調整委員会事務局**に提出してください。

- (1) 団体所属者 申請者 → 所属団体 → 石狩後志海区漁業調整委員会
- (2) 個人 申請者 → 石狩後志海区漁業調整委員会

石狩後志海区漁業調整委員会

〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局内

電話 0136-23-1395 FAX 0136-22-0914

### 2. 申請書の添付書類及び申請書様式の入手方法

(1) 申請書には次の必要書類を添付してください。

- ① 船舶検査証書の写し
  - ② 海技免状の写し
  - ③ 漁港・港湾の係留施設等の使用許可証又は使用許可申請書の写し
- ※ 4月から1年間の許可証を持っている方→平成31年許可証と令和2年申請書の写し  
4月から期間的に許可証を取得する方→令和2年申請書の写し

(2) 申請書様式の入手方法は次のとおりです。

- ① 所属団体又は漁業協同組合
- ② 後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会、石狩後志海区漁業調整委員会
- ③ 北海道漁業管理課、後志総合振興局水産課のホームページ

### 3. 申請書の提出期限

申請書は、原則として、**令和2年2月7日（金）**までに提出してください。

ただし、その後も申請は受け付けますが、さくらます船釣りを**開始する日の概ね2週間前**までに提出してください。

### 4. 協力金の負担

ライセンスを取得する際は、ライセンスの区分毎に協力金の負担が必要となります。申請書の提出と同時に、直接又は所属団体で取りまとめの上、**さくらます船釣りライセンス制実行協議会**の指定口座にお振り込みください。

- (1) 遊漁船業者 30,000円
- (2) プレジャーボート所有者 5,000円
- (3) 漁業者 3,000円

北洋銀行手宮支店 普通 口座番号 0278639

口座名義 後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会

〒044-0031 小樽市色内3丁目5番18号 小樽市漁業協同組合内

電話 0134-22-5133 FAX 0134-22-5173

### 5. ライセンス証の交付

ライセンス証は、協力金の納入を確認の後、章旗及び釣果報告書様式とあわせて、さくらます船釣りライセンス制実行協議会から交付されます。ライセンス証は船内に備え置き、章旗は船舶に掲揚してください。

### 6. 釣果報告書の提出

ライセンス取得者は釣果報告が義務づけられています。**5月31日**までに**石狩後志海区漁業調整委員会**へ提出してください。（釣果が無かった場合も必ず報告）